

# 注意が必要な廃棄物

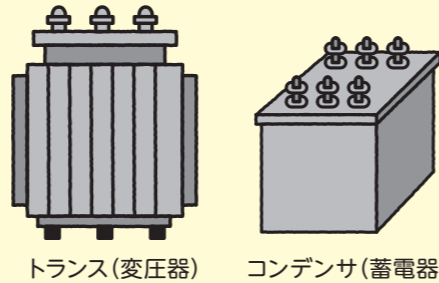
特別管理産業廃棄物(P.5参照)は、その他のものと混合するおそれのないように、他のものと区分して収集又は運搬するなど、通常の処理基準に加え、より厳しい処理基準が適用されています。また、特別管理産業廃棄物の種類によって、注意すべき事項があります。

## PCB廃棄物

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、自然界で分解されにくく、その毒性が社会問題となり、昭和47年にはPCBを含む機器の製造が中止されました。廃棄物になった場合には、適正に保管し、期限までに処理しなければなりません。

PCB廃棄物に関する各種ガイドライン等  
環境省HPで検索  
[https://www.env.go.jp/]  
PCB廃棄物処理 検索

PCBの濃度	低濃度PCB廃棄物	
	トランス・コンデンサ	可燃性(塗膜・汚泥等)の汚染物
0.5超～5,000mg/kg以下 ※低濃度のうち微量は、 数mg/kg～数十mg/kg	5,000mg/kg超～ 100,000mg/kg以下	
処分期間	令和9年(2027年)3月31日まで	
処分先	無害化処理認定施設等 ※無害化処理認定施設等の詳細については、環境省HPをご覧ください。 https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html	



### 保管状況等を市に報告してください

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに、前年度の保管状況等を届け出なければなりません。そのほか、保管する事業場を変更した場合やPCB廃棄物を承継した場合にも、それぞれ定められた期限内に届け出なければなりません。届出を行わなかった場合には、6ヶ月以下の懲役刑、または50万円以下の罰金刑が設けられています。また、PCB廃棄物の保管については、「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。

**注意!**

高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)の処理期限は令和3年3月31日です。新たに発見された場合は速やかに松山市廃棄物対策課にご連絡ください。

## 水銀廃棄物

廃棄物処理法施行令の改正に伴い、廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されました。特定の施設から生じた廃水銀等については、特別管理産業廃棄物の収集運搬の処理基準や保管基準に加え、以下のような基準に沿って処理しなければなりません。

また、蛍光灯などの水銀使用製品産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物ではないものの、取り扱いに注意が必要であることから、以下のような新たな措置が必要となりました。

水銀廃棄物ガイドライン等  
環境省HPで検索  
[https://www.env.go.jp/]  
水銀廃棄物 検索

	廃水銀等(特別管理産業廃棄物)	水銀使用製品産業廃棄物
保管・積替え	・飛散、流出又は揮発の防止のための措置 ・高温にさらされないための措置 ・腐食防止措置 をとること	・他のものと混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること ・廃棄物保管場所の表示板に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること
処理の委託	・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた業者に委託すること ・委託契約書に「廃水銀等」と記載すること ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた業者に委託すること ・委託契約書に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること
収集運搬	密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい運搬容器に収納して収集又は運搬すること	破砕することなく、また、他のものと混合するおそれのないように区分して収集又は運搬すること

## 医療系廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物は、医療行為等に伴って生じる「感染性廃棄物」「非感染性廃棄物」、それ以外の廃棄物(生ごみ、紙ごみ、プラスチック製容器等)があり、感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物となるので、他の廃棄物と分別して排出しなければなりません。

感染性廃棄物処理マニュアル  
環境省HPで検索  
[https://www.env.go.jp/]  
感染性廃棄物 検索

### 感染性廃棄物とは?

医療関係機関等から生じ、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことです。

血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物となり、非感染性廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いをしなければなりません。

また、感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室、及び検査室で治療、検査等に使用された後に排出される廃棄物は、非感染性廃棄物であっても感染性廃棄物と同等の取扱いをしなければなりません。

なお、医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に関する感染性廃棄物についても「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。



### バイオハザードマーク

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように容器につけるマーク。マークをつけない場合には、「感染性廃棄物」(感染性一般廃棄物又は感染性産業廃棄物)のみが収納されている場合は、各々の名称と明記。

## 医療関係機関等以外の事業所から排出される

## 新型コロナウイルス感染症に関する廃棄物について

新型コロナウイルス感染者やその疑いのある人が使用したティッシュ等の廃棄物は、新型インフルエンザの感染に伴い排出される廃棄物と同様の対策が有効であり「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づいて処理してください。具体的な感染防止策は以下のとおりです。

### 1. 廃棄物に直接触れない

ごみ箱にはごみ袋をかぶせ、いっぱいになる前に早めに出しましょう。

### 2. しっかり縛って封をする

廃棄物が袋の外面に触れた場合、ごみ袋が破れそうな場合などは感染防止の観点から、ごみ袋を二重にして封をしましょう。また、車両内での袋の破裂防止のため、ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。

### 3. 廃棄物を捨てた後はしっかり手を洗う

気付かないうちに廃棄物に触れていることがあるので、流水と石けんやアルコール消毒液による手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等  
環境省HPで検索 [https://www.env.go.jp/]

新型コロナウイルス対策 検索

廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン等  
環境省HPで検索 [https://www.env.go.jp/]

新型インフルエンザ対策 検索